

## 国立大学法人東京海洋大学共同研究取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日

海洋大規第 83 号

**改正** 平成 20 年 5 月 7 日 海洋大規第 83-2 号

**改正** 平成 26 年 3 月 3 日 海洋大規第 11 号

**改正** 令和元年 9 月 30 日 海洋大規第 97 号

**改正** 令和元年 10 月 13 日 海洋大規第 138 号

**改正** 令和 2 年 4 月 1 日 海洋大規第 3 号

**改正** 令和 2 年 5 月 1 日 海洋大規第 54 号

**改正** 令和 3 年 3 月 19 日 海洋大規第 61 号

**改正** 令和 6 年 3 月 1 日 海洋大規第 56 号

**改正** 令和 6 年 5 月 28 日 海洋大規第 118 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）が本学以外の外部の機関等（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この規則において「外部機関等」とは、本学以外の全ての外部機関及び個人をいう。

2 この規則において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

#### 一 本学における共同研究

本学において、外部機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該外部機関等の研究者（以下「外部機関等共同研究員」という。）と共通の課題について共同して行う研究

#### 二 本学及び外部機関等における共同研究

本学及び外部機関等において共通の課題について分担して行う共同研究で、本学において、外部機関等共同研究員及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

3 この規則において「研究担当者」とは、共同研究の実施に当たり、当該研究に直接参加する本学及び外部機関等に属する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者で当該共同研究に協力する者をいう。

- 4 この規則において「研究代表者」とは、本学の研究担当者のうち、当該共同研究を統括する者をいう。

(共同研究の申込み)

- 第3条 共同研究の実施を希望する外部機関等は、事前に共同研究申込書（別紙様式第1号）に別に定める研究費算定内訳書を添えて、国立大学法人東京海洋大学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。
- 2 前項の研究費算定内訳書は、当該研究担当者があらかじめ外部機関等の同意を得て作成するものとする。
- 3 外部機関等は、前項の申込書を提出する場合において、あらかじめ本学関係者と共同研究の内容について協議するものとする。

(共同研究の受入れ)

- 第4条 前条の申込みを受けた学長は、本学における教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究活動に支障を生ずる恐れがなく、優れた研究成果を期待することができるとともに、地域社会の振興に資することが期待されると認められる場合には、海の研究戦略マネジメント機構研究戦略委員会の議を経て受入れを決定するものとする。
- 2 学長は、前項の規定により受入れを決定したときは、外部機関等の長には、共同研究受入決定通知書（別紙様式第2号）により、契約担当役及び研究代表者には、その写しにより通知するものとする。

(共同研究契約の締結)

- 第5条 本学及び外部機関等は、共同研究の実施に当たり、別に定める共同研究契約書（別紙様式第3号）を標準として、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

(受入条件)

- 第6条 外部機関等は、原則として外部機関等が負担する共同研究に要する研究経費の全額を、共同研究の開始前までに本学に納入しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、協議の上、当該共同研究開始後における納入又は分割して納入することができるものとする。

(共同研究に従事する者)

- 第7条 本学及び外部機関等は、共同研究契約を締結するに当たり、研究担当者を明らかにしなければならない。

- 2 本学及び外部機関等のいずれかが、共同研究の遂行上、研究協力者の参加等が必要と認めた場合には、相手方の同意を得た上で、当該共同研究に参加させることができるものとする。

(外部機関等共同研究員の受入)

第8条 共同研究の実施に当たり、本学で受入れることのできる外部機関等共同研究員は、共同研究のために当該外部機関等に在職のまま本学に派遣される研究担当者とする。

- 2 外部機関等共同研究員の受入れに必要な研究料の額は、一人につき年額40万円(消費税抜、別途消費税相当額を加算)とし、月割り計算はしないものとする。ただし、共同研究の期間が6月を超えない場合は、20万円(消費税抜、別途消費税相当額を加算)とする。
- 3 研究期間を延長する場合は、延長期間6月ごとに研究料として20万円(消費税抜、別途消費税相当額を加算)を改めて徴収するものとする。この場合においても月割計算は行わない。
- 4 徴収した研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第9条 第2条第2項第1号に規定する本学における共同研究の場合に要する研究経費等は、次のとおりとする。

- 一 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するものとする。
- 二 外部機関等が負担する額は、共同研究遂行のために特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、人件費(役員及び常勤の教職員を除く。)、設備費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合算額とし、当該負担する額を算定する場合における間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額を標準とするものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。
  - (1) 外部機関等が国(国以外の団体等で、国からの補助金等を受けて実施することが明確なものを含む。以下同じ。)である場合
  - (2) 外部機関等が国以外の場合であって、学長が次のいずれかに該当すると認めた場合。
    - イ 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの。
    - ロ 当該研究が本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの。

(3) 外部機関等の財政事情により間接経費の納付ができない場合で、学長がやむを得ないと認めるもの。

三 本学も予算の範囲内で負担することを妨げない。

四 その他必要に応じて定めるものとする。

- 2 第2条第2項第2号に規定する本学及び外部機関等における共同研究の場合に要する研究経費等は、前項各号の経費の外、外部機関等における研究に要する経費等は、外部機関等が負担するものとする。

#### (設備等の取扱い)

第10条 前条第1項各号により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 前条第2項により、共同研究の必要上、外部機関等において新たに取得した設備等は、外部機関等の所有に属するものとする。

3 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、外部機関等から、共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備等を受け入れることができるものとする。

4 前項の規定により設備等を受け入れる場合には、その搬入及び搬出に要する経費は、原則として、外部機関等が負担するものとする。

#### (共同研究場所)

第11条 本学の研究担当者は、共同研究を行うに当たり、必要な場合には、外部機関等の施設において共同研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、本学の研究担当者が当該外部機関等の施設において共同研究を行う場合には、研究用務のための職務出張として取り扱うものとする。

#### (共同研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期・方法等については、必要に応じて外部機関等と協議するものとする。

#### (実施報告書)

第13条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究の実施報告書(別紙様式第4号)を学長に提出しなければならない。ただし、国等の競争的研究費等に基づく共同研究において、当該競争的研究費等の定めに従って外部機関等に完了報告書を提出している場合は、それをもって代えることができる。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨契約担当役に通知するものとする。

#### (共同研究の中止又は期間の延長)

第 14 条 研究代表者は、天災その他やむを得ない事由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を申し出なければならない。

2 学長は、前項の申し出に基づき、その事由がやむを得ないと認めるときは、外部機関等と協議の上、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長することができるものとする。

(共同研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第 15 条 共同研究を完了し、又は前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第 9 条第 1 項第 2 号の規定により外部機関等から本学に納付された直接経費（外部機関等共同研究員に係る研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、外部機関等からの請求に基づきこれを返還するものとする。

2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第 10 条第 3 項の規定により外部機関等から受け入れた設備等を、共同研究の完了又は中止の時点の状態外部機関等に返還するものとする。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 20 年海洋大規第 83-2 号）

この規則は、平成 20 年 5 月 7 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則（平成 26 年海洋大規第 11 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和元年海洋大規第 97 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和元年海洋大規第 138 号）

この規則は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

### 附 則（令和 2 年海洋大規第 3 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和 2 年海洋大規第 54 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和 3 年海洋大規第 61 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 6 年海洋大規第 56 号）

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 6 年海洋大規第 118 号）

この規則は、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。